

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 役員等の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「この法人」という）の定款第20条に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、以下のとおり定義する。

- (1) 役員とは、定款第13条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 事業協力者とは、この法人の開催する講習会又は講演会の講師およびそれに従事した者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、この規程第5条に示す経費で、報酬とは明確に区別されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬を支給しない。ただし、役員が一個人として講師または事業協力を行う場合は、役員としての職務が当該日に重複しないことを条件として、規程に定める報酬を受け取ることができる。

- 2 外部監事においては、この規程に縛られることなく以下のとおり報酬を支給することができる。
 - (1) この法人が定める理事会の出席においては、10,000円を支給する。
 - (2) この法人が定める総会の出席においては、20,000円を支給する。
 - (3) 中間監査・期末監査の出席においては、30,000円を支給する。

(事業協力者の報酬)

第4条 この法人の主催および共催する講習会や研究会等、または環境測定事業・配信業務などにおいて、講師などの業務を委嘱された者に対して謝金を支給することができる。

- 2 公益社団法人日本診療放射線技師会が主催する講習会において、この法人から追加派遣された者に対して、謝金を支給することができる。ただし謝金額においては、主催団体が決めた金額と同額とする。
- 3 この法人の主催および共催する講習会や研究会等や総会、理事会などでHybrid開催に関する業務を委託された配信担当委員に対して、委託費3000円を支給することができる。
- 4 別表1に基づき講師謝金を支給することができる。講師種別は以下のとおりとする(Ⅰ)診療放射線技師または医療従事者（医師を除く）
(Ⅱ)課長・部長職の医療従事者（診療放射線技師を除く）
(Ⅲ)医師または会長が認めた者
(Ⅳ)大学教授または会長が認めた者
(Ⅴ)その他会長が認めたものは別表1の限りではない

〔別表1〕

		30分未満	30分～60分未満	60分以上
講師 種 別	I	3,000円	5,000円	10,000円
	II	5,000円	10,000円	15,000円
	III	10,000円	15,000円	30,000円
	IV	15,000円	30,000円	50,000円

(費用の支給)

第5条 この法人は役員または事業協力者が職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費の支給)

第6条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し支給する。ただし、天災その他止むを得ない事情が発生した場合は、その経路及び方法のとおりに支払うものとする。

2 旅費の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 航空費 九州以外（沖縄は除く。）の航路旅行について路程に応じ支給する。
- (2) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ、普通旅客運賃とする。
- (3) 船賃 水路旅行について路程に応じ支給する。
- (4) 車馬賃 鉄道以外の陸路旅行時には、実費により支給する。

(宿泊費の支給)

第7条 会長が認めた出張、またはこの法人の運営に必要な旅行においては、領収書をもって宿泊費を支給するものとする。ただし宿泊費は、上限10,000円/泊を基本支給とする。

2 旅程に限らず、2,000円/日の諸経費を支給する。

(交通費の支給)

第8条 この法人が認めた者が以下に記した会に出席した時に交通費を支給するものとする。

- (1) 総会（但し、役員のみに限る）
- (2) 理事会
- (3) 各種委員会
- (4) 地域連絡会議
- (5) 各種研修会
- (6) 各種研究会（但し、この法人が運営している研究会に限る）
- (7) この法人が運営する事業（但し、地域保健協力事業は除く）
- (8) その他、会長が認めた臨時の会議等

2 開催場所に限らず、往復の交通費として1,000円を支給する。ただし、開催場所の市区町村外に居処を持つ役員が出席する場合は、往復の交通費として4,000円を支給する。離島においては、この規程の第6条に準じるものとする。

(通信費の支給)

第9条 インターネット通信（以下、WEBまたはリモートとする）を介して、この規程の第8条に定めた会に出席した場合は、通信費として1000円を支給する。ただし、Webで講演・発表等を行った場合は、通信費は謝金に含まれる。また、通信費の支給は議事録または事業起案書に記載された者のみとする。

(物品の購入)

第10条 この法人が運営する事業において、必要な物品を購入することができる。ただし、購入に際して、領収書またはレシートを紛失し、その回復が不可能となった場合は購入者がそ

の実費を負担するものとする。

- 2 購入金額が30,000円を超える物品については事前に購買稟議書を財務理事に提出し常務理事の承認を得るものとする。
- 3 購入金額が100,000円を超える物品においては、相見積もりを購買稟議書に添付し、財務理事に提出し常務理事の承認を得るものとする。
- 4 すべての購買稟議書は財務理事が保管し、必要に応じて公開できるようにすること。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年3月2日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年8月9日から施行する。